



技能試験に関する方針

VLAC-VR106 :2011

発行日：2011年7月1日

株式会社 電磁環境試験所認定センター
〒106-0041 東京都港区麻布台 2-3-5 ノアビル 7階

本書は「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されております。私的使用のための複製を除き、本書の全部又は一部を無断で複製、転載等をされると、著作権等の権利侵害となる場合がありますので、ご注意ください。

序 文

この文書は、株式会社 電磁環境試験所認定センター（以下、当社という。）が電磁両立性（EMC）試験分野に関わる試験所認定のための評価基準の一部として用いるものである。

この文書は、ISO/IEC 17011「適合性評価－適合性評価機関の認定をおこなう機関に対する一般要求事項」7.15節（試験所に対する技能試験及びその他の比較）の要求事項 及びVR101「試験所の認定に関する一般要求事項」（ISO/IEC 17025版）4.4項、4.15.1項及び5.9.1項の要求事項に基づき、技能試験の具体的な運用を行なうための解釈を与えるものであり、一般要求事項の範囲を超えるものではない。

1. 目的および適用範囲

この文書は、認定試験所及び電磁両立性試験（電磁妨害試験及び電磁耐性試験）を実施する能力のある試験所として試験所認定を申請している試験所の技術的能力を評価するために、当社が採用する技能試験の選定及びこれの利用に関して ISO/IEC 17043 または ISO/IEC Guide 43-1、ISO/IEC Guide 43-2 に準じて規定するものである。この文書を制定する時点で既に認定された試験所についても適用する。

2. 引用文書及び参考文献

技能試験の実施に関する文書として下記が参照されている。

- 2.1 ISO/IEC 17011（適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項）
- 2.2 VR101 (ISO/IEC 17025 校正機関及び試験所の能力に関する一般要求事項)
- 2.3 ISO/IEC 17043:2010 Conformity assessment – General requirements for Proficiency testing
- 2.4 ISO/IEC Guide 43-1:1997 Proficiency testing by inter-laboratory comparisons – Part 1
Development and operation of proficiency testing schemes
- 2.5 ISO/IEC Guide 43-2:1997 Proficiency testing by inter-laboratory comparisons – Part 2
Selection and use of proficiency testing schemes by laboratory Accreditation bodies
- 2.6 ILAC P9: 11/2010 ILAC Policy for Participation in Proficiency Testing Activities
- 2.7 APLAC PT-002: Issue No.6 03/08 Testing Inter-laboratory Comparisons
- 2.8 JCGM 100:2008 GUM1995 with minor change
Evaluation of measurement data Guide to the expression of uncertainty in measurement

3. 定義

この規定では、ISO/IEC 17011、VR101(ISO/IEC 17025版)及びISO/IEC 17043 で用いられている定義の他、以下の定義を含む。

- 3.1 **申請試験所**：試験所認定を申請している試験所、または技能試験への参加を希望する試験所
- 3.2 **認定試験所**：試験所認定の認定登録を受けた試験所
- 3.3 **測定**：量の値を決定する目的を持つ一連の作業（VIM:1993）

4. 基本方針

供試機器（EUT）の試験結果は、複数の試験所において試験した場合でも十分な相関性を確保することが必要である。相関性を確保するためには、技能試験への参加による測定設備・機器の特性維持及び測定従事者の技術能力・習熟度の向上・維持が必要条件となることから、技能試験（試験所間比較）に係る当社の基本方針を以下に示す。

- (1) 認定試験所及び申請試験所が参加すべき技能試験プログラムは、原則として当社が提供する技能試験プログラムとする。
- (2) 認定試験所は、認定有効期間内に少なくとも 1 回は上記(1) に示した技能試験プログラムに参加すること。本項は、当社が実施する認定を維持するための必須条件である。
- (3) 当社の認定取得を希望する申請試験所は、認定を取得する前、若しくはそれが困難な場合は認定取得後速やかに上記(1) に示した技能試験プログラムに参加すること。本項は、当社が実施する認定の必須条件である。
- (4) 技能試験の結果、当社又は(7) に従い参加した技能試験プログラムを運営する他の機関から「異常値を認めた」等の指摘を受けた認定試験所は、通知を受けた日から 30 日以内に原因究明し適切な是正を行い、その記録（調査の結果及び是正処置又は予防処置等）を当社の認定業務部に提出しなければならない。
当社の認定業務部は、当該試験所が講じた是正処置の有効性を確認する必要があると判断した場合、当該試験所に対し引き続き技能試験への参加を要請する。更に、必要な場合は、当社の審査員又は専門家による現地評価（査察）を行うことがある。
- (5) 認定試験所は、技能試験プログラムでの試験所の性能に関する自らの記録を保持すること。
- (6) 当社は、試験所が ISO/IEC 17043 附属書 C.4.1 項または ISO/IEC ガイド 43-2:7.2 項を参照し、自己の性能について自らの結論を導き出すことを推奨する。
- (7) 認定試験所は当社が提供する技能試験プログラムへの参加に加え、さらに試験所の能力実証を確実にするために、技能試験を運営する能力があると認められた他の機関が ISO/IEC 17043 附属書 C.4.1 項または ISO/IEC ガイド 43-2:7.2 項に則り提供する技能試験プログラムに参加することも推奨する。この場合、当該機関からの報告書を受領した後、可及的速やかにその写しを当社の認定業務部へ提出すること。

5. 技能試験プログラムにおける統計処理

当社は、技能試験により得られたデータに関して、APLAC PT-002 に基づくロバスト Z スコア手法による統計処理手続きを採用する。

6. 技能試験プログラムの一覧

- (1) 当社が提供する技能試験プログラムは以下とする。

- － 放射妨害波試験プログラム
- － 電源ポート伝導妨害波試験プログラム

備考：試験に供する EUT は、高安定性（再現性）を重視した代表的な EUT を選定する。

以下のプログラムは未実施である。

- － イミュニテイ試験プログラム
- － 測定従事者の技能・習熟度試験プログラム

(2) 5(7)項で認められる他認定機関の技能試験プログラムは以下のものがあるが、これら機関に限らない。

公益財団法人 日本適合性認定協会主催

EMC 試験－ノイズ発生器によるエミッション試験－